



市民の思いが反映され、持続的に発展する自治のまち

みんなが主役のまちづくり

～ 「(仮称)新潟市自治基本条例」の制定～



新潟市政策推進室市政創造推進課





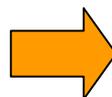
自治ってな～に？



日本国憲法では地方自治の本旨といっている？

住民自治

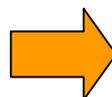
住民自らが自らの地域のことを考え、
自らの手で治めていくこと



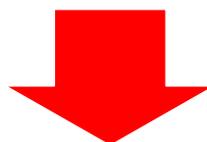
「まちづくりの主役は私たち
それが**住民自治**」ということ

団体自治

地域のことは、地方公共団体が自主性・
自立性をもって、自らの判断と責任の下
に地域の实情に沿った行政を行っていく
こと

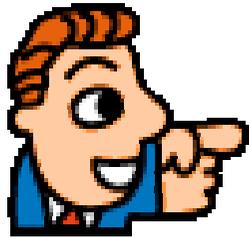


「市役所は、自らの判断と
責任で自治を進める**地方
政府**」ということ



自治 = 市民と市役所とが協働して住みよいまちづくりを行うこと

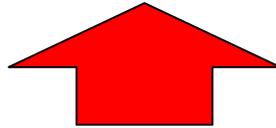
「自治基本条例」とは？



「市民主体の市政を行う上で
基本的なルールをつくらう」という試みです。



市民自治の基本ルール = 自治基本条例



市民自治の
考え方

市民の権利
と責務

市の役割と
責務

市民参画・
市民協働の
ルールづくり



市民自治の主役 = 市民



今、なぜ自治基本条例なの？



その他にも2つの
社会的背景が

分権型政令市の骨格を明示し、市民と共有

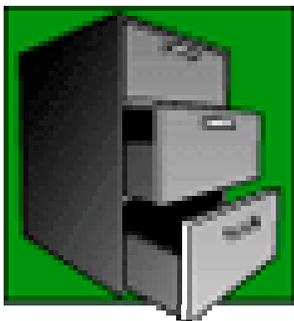
- ・ 合併協議で合意された分権型政令市の実現のために、本市の目指す市民自治や自治体経営の基本理念、原則を明示するとともに、それを市民と共有することが必要

地方分権の推進

- ・ 「地方分権一括法の制定」や「三位一体改革」
- ・ 自治体は、国の下請け機関から、国と対等の「自治体政府」へ新潟市の主体性をもって、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するための枠組みが必要

社会環境の変化

- ・ ニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティの希薄化
- ・ 防災や少子高齢化による社会的課題の発生
多様な住民ニーズに、今までの仕組みでは対応が困難
- ・ 市民の満足度を高める新たな仕組みが必要
「協働のまちづくり」による住民自治の充実



他の都市の状況は？

「30を超える都市で基本条例があります。」

初めて自治基本条例を制定したのは？

ニセコ町まちづくり基本条例（平成12年度に制定）

現在までの制定状況は？

政令市 3市（川崎市，静岡市，札幌市）

中核市 1市（豊田市）

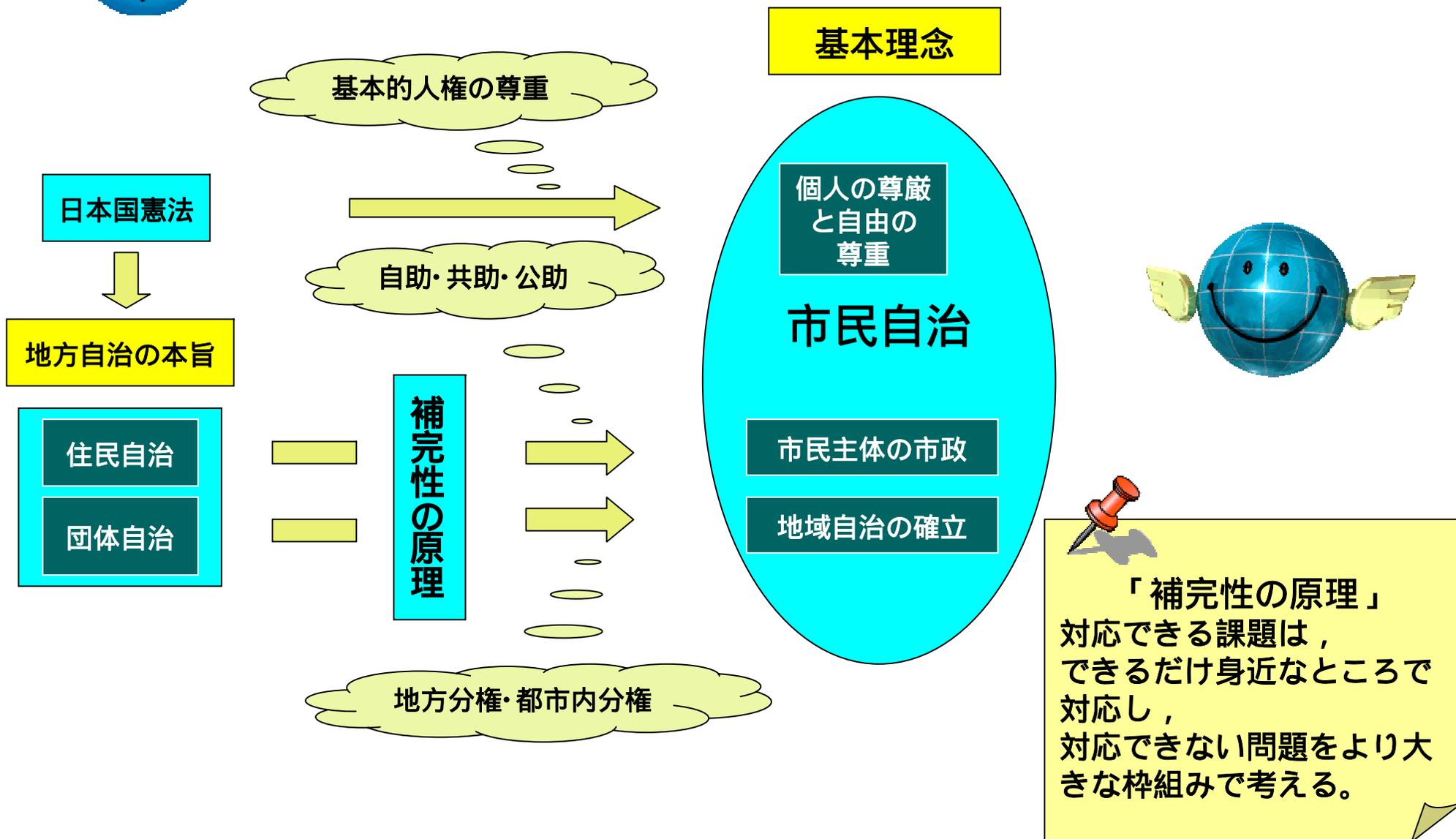
その他の市 30市程度の市で制定済み

県内では…

制定済み	柏崎市市民参加のまちづくり基本条例(平成15年度)
制定中	上越市，新発田市

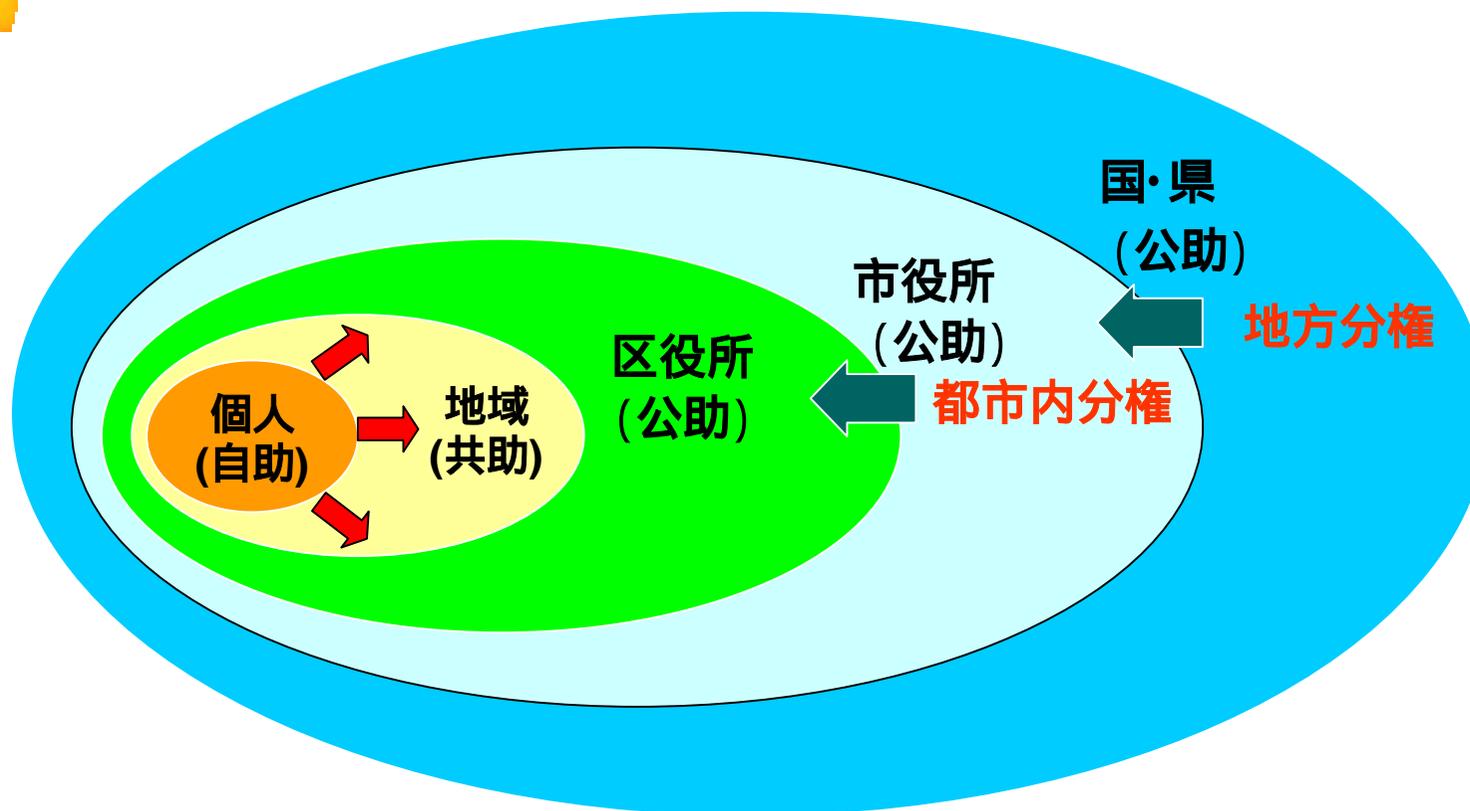


目指す「市民自治」の基本的考え方は？





補完性の原理をもう少し詳しく

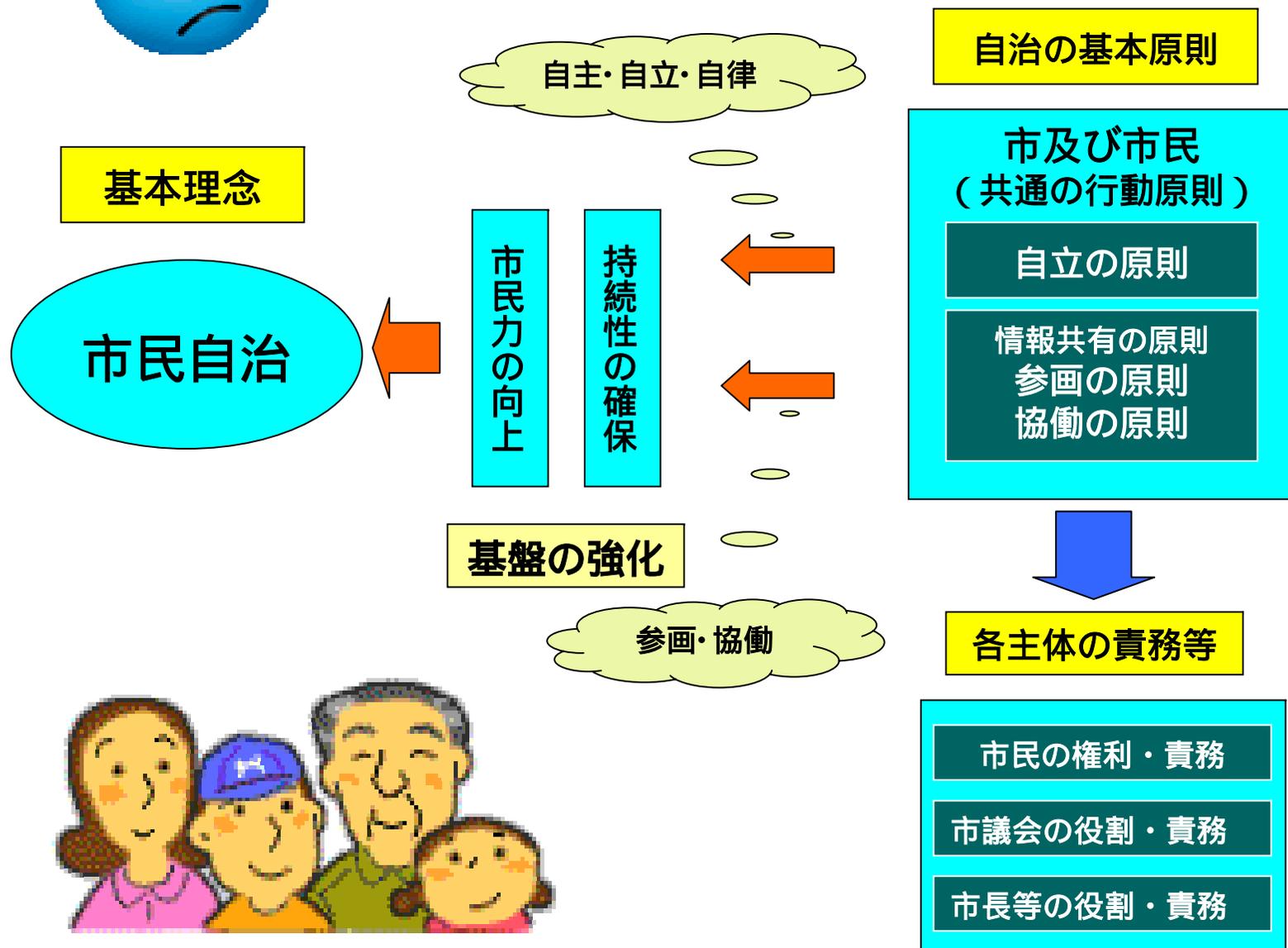


個人でできることは個人で解決する（自助）。
個人でできないときは、地域などがサポートする（共助）。
個人でも、地域でも解決できない問題は、行政が問題解決に
乗り出す（公助）。（区 市 県 国）





どうやって、市民自治を実現するの？





市民自治の確立へ……



これまでの自治基本条例制定に向けた取り組み

H18年

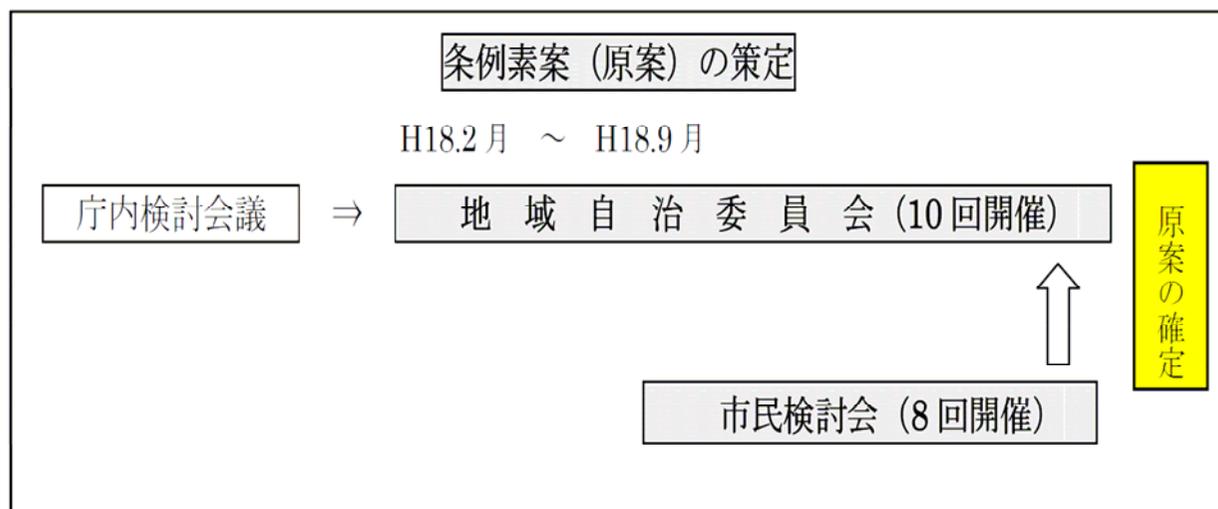
2月 ~ 6月 7月 8月 9月

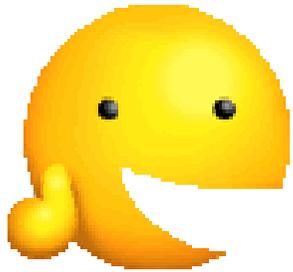
【原案の検討】

- 地域自治委員会で検討
- 市民検討会から提言



原案の確定





市民自治の確立へ……



これからの取り組み

【素案の検討】

- 市民委員会で原案をもとに素案を答申



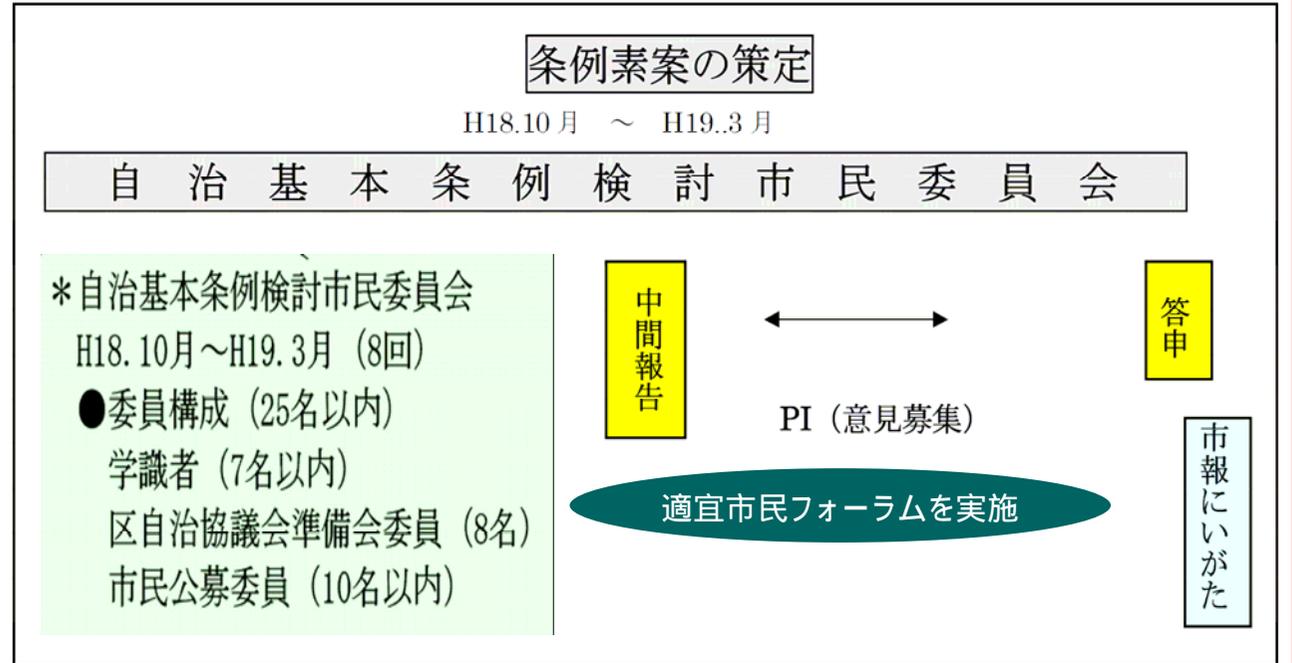
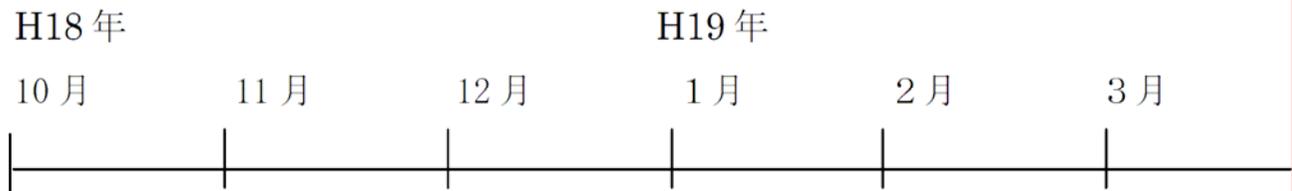
H19.4以降

条例案の検討



パブリックコメントの実施
区自治協議会から
意見聴取

条例案の上程





条例の素案(原案)には どんなことが書いてあるの？



前文

第1章 総則

条例の目的，用語の意味，条例の位置づけ

自治の基本理念（考え方），共通の行動原則

第2章 各主体の責務等

市民の権利
と責務

議会の役割
と責務

市長等の役
割と責務

第3章 市政運営

市政運営の基本原則

市民参画を保障する制度や市民協働推進のしくみ

信頼され，公正で効率的な市政を確保するしくみ

第4章 区における住民
自治

区における行政運営（区役所の役割等）

地域協働の推進（住民等の役割，区自治協議会）

第5章 国及び他の地方公共団体等との協力



第2章 各主体の責務等 (資料2ページ)

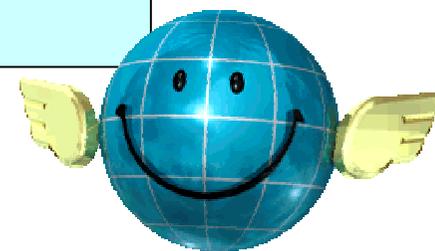
第1節 市民

【市民の権利と責務】

市民は、市政に関する情報を知ることや、市民自治の担い手として市政に参画することができます。

市民は、自らの責任と役割に基づき、自らを律し、公共の福祉、次世代への影響に配慮した自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき、市政への参画を通して市民自治の確立に取り組みます。

市民は、市政への参画・協働に当たっては、総合的視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。





第4章 区における住民自治 (資料6 ページ)

第1節 区における行政運営

市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民参画の下で、区における総合的な計画を策定し、実施します。

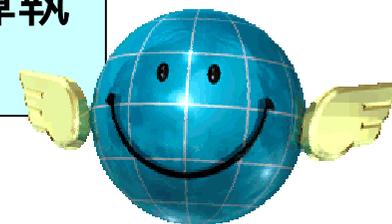
区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、自立した地域社会を築くため、以下の役割を担います。

地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見し、迅速、的確な解決を図ること。

市民協働の拠点として、自主的・自立的な地域活動や非営利活動を支援すること。

市民に必要な公共サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。

市長は、区役所がその役割を発揮できるよう、組織や予算執行など必要な体制を整備します。





第4章 区における住民自治

第2節 地域協働の推進

【地域住民及び地域コミュニティの役割】

地域住民（一定の区域内に住所を有する人，その区域内で働き，若しくは学ぶ人又はその区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）は，地域自治の担い手であることを認識し，これを守り育てるよう努めます。

地域住民は，地域コミュニティ（地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体，組織及び集団をいいます。）が，地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う場合には，自らその活動に参加し，又は支援するよう努めます。

地域コミュニティは，自らの行動に責任を持ち，自主的・自立的な活動を行います。





第4章 区における住民自治

第2節 地域協働の推進

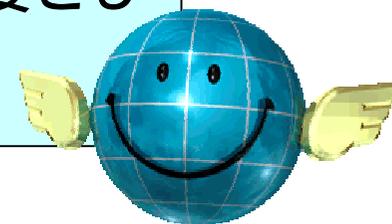
【市の役割】

市は、地域コミュニティの公益的役割を認識し、その活動を尊重します。

市は、地域コミュニティが、市と協働して地域における新たな公共サービスを担う活動を行う場合には、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断して、その活動に対して支援を行います。ただし、市の支援は、地域コミュニティの自主性・自立性を損なうものであってはなりません。

【区自治協議会の役割】

区自治協議会は、「（仮称）新潟市区自治協議会条例」で定めるところにより、地域課題に取り組む地域住民と市との協働の要としての機能を担います。



終了

- これであなたも，自治博士
- 次は，……
活用してこそその条例です。



おつかれさまでした。

